

【新宮町】

1人1台端末の利活用に関する計画

1. 1人1台端末をはじめとする ICT 環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申『「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、ICTの活用と少人数によるきめ細やかな指導体制の整備による「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、子どもたちの資質・能力を育成することが求められる。

本町においては、令和3年3月策定の第6次新宮町総合計画の基本目標1にも示しているように、ICT(情報通信技術)環境の整備など学習環境の充実に努める。

2. GIGA 第1期の総括

・令和2年度

町立学校児童・生徒用タブレット端末の整備

町立学校のネットワーク環境整備

町立学校の電子黒板整備

・令和3年度

町立学校児童・生徒用タブレット端末の整備

町立学校及び町立幼稚園の電子黒板整備

3. 1人1台端末の利活用方策

人口減少・少子高齢化、グローバル化、デジタル化(Society5.0)等、変化の激しい不確実性の時代を生きる子供たちにとって、もはやICTの活用は必要不可欠である。学校が子供たちの可能性を広げ、これからの社会を生き抜く力を育む場所であるためにも、端末の整備・更新により引き続き1人1台端末の環境を維持することを前提として以下の通り利活用を推進する。

(1)1人1台端末の積極的活用

本町の学校においては、児童生徒の持ち帰り学習を実施しているが、低学年に行くほど、端末の管理や活用方法・指導手法に制限があり、あまり定着していない実情があるため、情報モラル教育や端末管理等、基礎基本的な部分についても学びを深め、全学年の端末持ち帰り定着化をめざす。

また、全教職員に対し、積極的な端末利活用の勧奨を行うとともに、情報交換や授業研修等、全教職員へのICT研修や具体的な活用事例の情報共有等に努める。

(2)個別最適・共同的な学びの充実

1人1台端末を利活用し学習課題に取り組むことで、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに合わせた個別最適な学びの充実を図ります。また、児童生徒が自分で調べ、自身の考えをまとめ発表・表現する場面や、児童生徒同士が協働でやり取りを行うなどの授業場面において、端末を情報集約、交流ツールとして活用することを勧め、協働的な学びの充実を図る。

(3)学びの保障

GIGA第2期においても、日常の授業で端末を効果的に活用することはもちろんのこと、多様な教育ニーズを持った児童生徒たちを誰一人取り残すことのないよう、不登校や特別支援教育、日本語指導など、様々な場面で端末を活用できるよう努める。